

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和4年7月22日第24回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

鳥居幸洋・梶原誠・中島秀人・濱田英樹・鮫島安平
花野進・上妻廣美・鎌田正司・秋田澄徳
森山昭市・永浜三津子・濱脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・梶原哲朗・増野幸孝・松原浩則
美原康幸・平山信一郎・池山久志・塩浦守男

3. 欠席委員

中崎和行

欠席推進委員

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 非農地証明願いについて

日程 第5 議案第3号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について

日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第7 承認第2号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和4年第24回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、7番中崎委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。推進委員につきましては、全員出席しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、8番花野委員、9番上妻委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、

本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明致します。所有権移転6件、筆数11筆、面積26,763㎡、田5,418㎡、畑21,345㎡。計、件数6件、筆数11筆、面積26,763㎡、田5,418㎡、畑21,345㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

(議長)順位1について、担当調査委員の12番森山委員から説明をお願いします。

(12番委員)はい、森山です。議案第1号順位1について説明を致します。去る7月11日、譲受人、○○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在が大字○○、字○○○、地番○○、地目畑、面積○○○○㎡、同字、字○○○、地番○○○-○、地目畑、面積○○○○㎡、同字、字○○○、地番○○○-○、地目畑、面積○○㎡、同字、地番○○○-○、地目畑、面積○○○㎡、同字、字○○○、地番○○○○-○○、地目畑、面積○○○㎡、同字、字○○○○、地番○○○○、地目田、面積○○○○㎡です。譲渡人が住所 西之表市○○○○○○○○番地○、○○○○○さん。譲受人が住所 中種子町○○○○○○番地○、○○○○○さん。申請理由は、譲渡人が経営縮小、譲受人が経営拡大で、売買価格は250万円となっております。場所につきましては、5ページをお願いします。まず、○○○でございますが、○○集落の○○○○の事務所から○○集落への県道がありますが、この西側に位置する圃場となります。続いて、字○○○の圃場につきましては、○○公民館から○○漁港へ向かう町道がございますが、これを○○○mほど進んだ町道沿いに位置する圃場となっております。続きまして○○○の圃場ですが、○○集落に旧○○○○がございますが、この○○○の前の町道を挟んだ真向かいの圃場となります。続いて○○○の圃場ですが、これは、今説明した○○○の圃場の南側へ○○○mほど離れた所に位置しております。最後に○○○○、これについては、広域農道、○○○から○○へ向かう農道がございますが、農道沿いから○○海岸へ広がる○○浦がございますが、この水田地帯のほぼ東側に位置する水田でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の11番秋田委員から説明をお願いします。

(11番委員)はい、11番秋田です。議案第1号順位2について説明を致します。去る7月10日、譲受人、○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致し

ました。土地の所在につきましては、大字〇〇，字〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目田，面積〇〇〇〇㎡です。譲渡人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇〇，〇〇〇〇さん，譲受人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇〇，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が贈与，譲受人が受贈となっております。譲受人の〇〇さんは，5年前から本件の地を借りて，米を耕作しているところでございます。今回，〇〇さんが離農すると言うことで，その〇〇さんの好意によって無償譲渡ということをごさいますして，結果贈与ということになります。場所につきましては，6ページをお願いします。中央あたりに〇〇〇公民館がございしますが，これから〇〇〇〇方面，南西方面へ〇〇〇mほど町道を経由して農道に入った所にごさいます。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位3について，担当調査委員の9番上妻委員から説明をお願いします。

(9番委員)はい，上妻です。議案第1号順位3について説明を致します。去る7月10日午前8時，譲受人，〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在，大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積〇〇〇〇㎡です。譲渡人，住所 東京都〇〇〇〇〇〇〇-〇-〇〇，〇〇〇〇さん，譲受人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が売買要望，譲受人が相手方の要望で，売買金額は70万円となっております。場所につきましては，6ページをお開き下さい。国道58号線を旧国道に入り，〇〇〇さん宅を右に入り〇〇〇mほど行きますと，〇〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇〇の裏手になります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位4について，担当調査委員の5番濱田委員から説明をお願いします。

(5番委員)はい，5番濱田です。議案第1号順位4，順位5，順位6につきましては，農地の関連性がありますので，まとめて説明を致します。去る7月11日，譲受人，〇〇〇〇さんの夫である〇〇さんと〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。まず順位4について，土地の所在は，大字〇〇，字〇〇〇，地番〇〇〇〇-〇，地目田，面積〇〇〇㎡，譲渡人，住所 中種子町〇〇〇〇〇番地〇〇，〇〇〇〇〇さん，譲受人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇，〇〇〇〇〇さん。次に順位5について，土地の所在が大字〇〇，字〇〇〇，地番〇〇〇〇-〇，地目田，面積〇〇〇㎡です。譲渡人，住所 中種子町〇〇〇〇

〇〇番地〇〇，〇〇〇〇〇さん，譲受人 住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地，〇〇〇〇〇さんです。次に順位6について，土地の所在は，大字〇〇，字〇〇〇，地番〇〇〇〇-〇，地目田，面積〇〇〇㎡です。譲渡人，住所 中種子町〇〇〇〇〇番地〇，〇〇〇〇〇さん，譲受人 住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地，〇〇〇〇〇さんです。場所につきましては，7ページをご覧ください。国道沿いの〇さん宅前を右折し，約〇〇mほど行った道路沿いの〇側の田になります。順位4から順位6の申請内容は，全て所有権移転になります。申請理由は，順位4は，譲渡人が経営縮小，譲受人が相手方の要望。順位5は，譲渡人が経営縮小，譲受人が規模拡大。順位6は，譲渡人が相手方の要望，譲受人が規模拡大となっております。今回申請のあった3筆につきましては，平成25年に地籍調査が入り，順位4の田と隣接する〇〇〇〇-〇の田は，1筆，順位5と6の田は，1筆になっています。順位4については〇〇さん，順位5と6については，〇〇さんが管理・耕作をしているということで，今回の申請になったものです。また，この田につきましては，現状が段のある田になっていまして，道路沿いに〇〇〇さん，奥が〇〇〇さんの田になっており，〇〇さんの田には隣接する道がないということで，お互いで話し合いをし，下の段を〇〇さん，上の段を〇〇さんが耕作をしております。今回の申請において，農地の使いやすさや作業等の効率化が良いのではないかとということで，お互いが合意した上での今回の申請となりました。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから順位4から順位6について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号については，許可することにご異議はありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転6件については，許可することに決定しました。次に，日程第4，議案第2号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の8ページをお願いします。議案第2号非農地証明願い順位1について説明致します。土地の所在，大字〇〇，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇番，地積〇〇〇〇㎡，地目畑，現況地目は山林となっています。申請人は〇〇〇〇〇さん，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇，申請理由は，土地登記簿の地目は畑になっていますが，平成10年以前から耕地として利用せず，現況は山林となっています。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)次に，担当調査委員の10番鎌田委員から説明をお願いします。

(10番委員)はい。10番鎌田です。議案第2号，非農地証明願いについて説明致します。この案件につきましては，先般7月11日午後2時より，会長，鮫島委員，平山

推進委員，事務局，申請者の〇〇〇〇さん立会の下，現地調査を実施致しました。場所につきましては，広域農道沿いの〇〇集落入り口から海岸の方へ行くところですが，人家を通り抜け〇〇〇m行った所に〇〇さんが経営する〇〇〇があります。その建物の〇側になります。申請理由は，土地登記簿の地目は畑となっておりますが，平成10年以前から耕地として利用せず現況は山林となっております。申請地への通行路も閉ざされている状況です。耕作しなくなってから14年以上経っていることから，現地で検討した結果，非農地が妥当と判断致しました。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)現地に同行した委員，事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については，許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，議案第2号「非農地証明願いについて」は，許可することに決定しました。次に日程第5，議案第3号「農地法第5条許可後の事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の9ページをお開きください。議案第3号，農地法第5条許可後の事業計画変更申請について説明致します。この議案につきましては，過去に許可を受けた案件について，転用事業者が事業計画を変更する場合に提出される申請となります。この案件は，令和3年11月12日付け中農委第377号で許可を行ったものとなります。変更内容につきましては，建築物の場所変更です。当初，申請地に農産棟1棟，多目的置場1棟の計2棟を建築する予定でございました。町道に面し，利便性は良いのですが横断が頻繁に行われることを配慮し，また増加が見込まれる製糖副産物の仮置場として，農産棟建設予定地に利用を図り，農産棟の建設を現在の工場の敷地内へ変更するというものです。町道の横断を軽減したいという事が変更の要因となっています。現在は，造成中でございます。10ページに図面があります。印がある箇所に変更するものです。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(11番委員)はい。

(議長)11番お願いします。

(11番委員)はい。当初，私も立ち会いましたが，農産棟と資材置場ということで調査が終わって許可が出たわけですけども，農産棟自体を新光糖業の敷地内に移すということですよ。結局，資材置場がスペースが足りなくなっちゃったということになるのですか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)はい。申請人によると，増加が見込まれる製糖副産物，これはなんですかと伺ったところ，バカスとかフィルターケーキ等が大量に出る恐れがあると，当初申請

した所では、足りなくなるのではないかとということで、農産棟を移してそこに資材を置きたいということでした。

(議長) 11番。

(11番委員) 結局、はるのおおぎの推進をしている訳ですけども、それが繊維が多いという事は聞いているのですが、そういった関係なんでしょう。

(議長) 私の方で、少し補足させていただきます。平成4・5年産のサトウキビの作付状況ですが、はるのおおぎの面積が、約508haということで約2割を超えるようなはるのおおぎの植付けのようです。それが新植ですので、年が明けてから一気に入ってくるとバカス等が大量にでるのではないかと、工場はそれを言っております。バカスの搬出についても、もう少し大きくしたいとか、副産物であるバカスやフィルターケーキが大量に出るので、それを保管する場所も必要ですと、先日話がありました。

(議長) 他にありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「農地法第5条許可後の事業計画変更申請について」は、許可することに決定しました。次に日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の11ページをお開きください。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明致します。令和4年7月29日を公告日とする農用地利用集積計画の一部変更については、件数8件、筆数18筆、変更面積31,023㎡、契約年数6年から10年の合意解約であります。詳細につきましては、12ページから22ページに添付してあります。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。次に日程第7、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の23ページをお開きください。承認第2号、農用地利用集積計画及び配分計画について説明致します。令和4年7月29日を公告日とする利用権設定、貸借権17件、筆数34筆、面積76,982㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細については24ページか

ら56ページに添付してあります。なお、貸借権順位2から順位17までについては、全て中間管理事業法の集積一括方式によるもので、配分計画を含む貸借になります。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決します。承認第2号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」は、承認することに決定しました。

(議長)これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年第24回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様でした。